

令02原機（科保）158
令和3年3月31日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

原子炉設置の許可に係る変更について（届出）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項の規定に基づき、
下記のとおり原子炉設置の許可に係る変更を届け出ます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
2. 事業所の名称
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

3. 変更内容

令和2年8月21日付け原規規発第2008214号をもって原子炉設置変更許可を受け、令和3年1月27日付け令02原機(科保)127をもって変更を届け出たSTACY(定常臨界実験装置)施設等の変更に係る工事計画について別紙のとおり変更する。

4. 変更理由

STACY施設の工事計画について、工事の着工時期及び完了時期を見直したため。

以上

「6. 試験研究用等原子炉施設の工事計画」の変更

(変更前)

令和 (年度)		2				3			
		I	II	III	IV	I	II	III	IV
項目									
STACY施設	使用済棒状燃料 貯蔵設備					製作、検査			

(変更後)

令和 (年度)		3				4			
		I	II	III	IV	I	II	III	IV
項目									
STACY施設	使用済棒状燃料 貯蔵設備					製作、検査			